

にしはりまクリーンセンター再資源化物売却仕様書

1 目的

にしはりまクリーンセンターから発生する資源物を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2 件名

にしはりまクリーンセンター再資源化物の売却

3 場所

兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾483番地10 にしはりまクリーンセンター

4 期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

5 品目

①新聞（折込チラシ含む） ②雑誌、書籍 ③段ボール ④紙パック
⑤紙製容器包装 ⑥布類 ⑦アルミ缶 ⑧スチール缶 ⑨破碎鉄（150mm）

6 売却見込量

下半期（10月～3月）予定量 別紙のとおり

7 契約方法

再資源化物1kg当たりの売却単価契約とする。（小数点以下1桁まで）

8 使用車両

使用する車両は、原則として自社所有とする。ただし、特別な事情がある場合は別途協議すること。

9 再資源化物の積み込み及び搬出

（1）積み込み場所 にしはりまクリーンセンター内

（2）積み込み方法 品目毎に協議する。

（3）計量方法 にしはりまクリーンセンターの計量機により計量を行い、計量値を記載した計量伝票を発行する。

（4）搬出日時 指定する日時に遅滞なく搬出すること。ただし、12時～13時の間は積み込み作業を行わないので注意すること。

10 コンテナ等の設置

買受者は、所定の場所に再資源化物を貯留するコンテナ等を設置すること。

1.1 搬出の注意

- (1) 搬出の際には施設における日常業務遂行の妨げにならないよう協力するものとする。
収集車両、一般持込車両等もあるので十分安全に注意を払うこと。
- (2) 積載物の飛散、落下には十分注意をし、飛散、落下の防止対策をすること。
- (3) 積み込み作業及び清掃については発注者側の責任で行う。

1.2 事故の報告

買受者は、運搬時における事故については、速やかに組合に報告をするとともに、買受者の責任において速やかに解決しなければならない。

1.3 支払い

買受者は、売却金額について組合が発行する計量伝票をもとに算出された金額を、納期限日までに支払うこと。

1.4 法の遵守

- (1) 買受者は、業務の遂行にあたって、道路運送法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守するものとする。
- (2) 運搬後の再資源化の処理過程で生じた廃棄物についても、関係法令を遵守し買受者の責任において適正に処理すること。

1.5 その他

- (1) 入札書提出後、差し替え及び辞退はできません。
- (2) 開札後の仕様書、現場説明及び内容の不明を理由とする、異議申し立ては受け付けません。
- (3) この仕様書に定めるもの以外に、業務履行上必要な事項及び疑義を生じた事項については別途協議のうえ決定する。
- (4) 買受者は、買受した再資源化物を適正に処理しなければならない。
- (5) 買受者は、組合が再資源化物の適正な処理について必要があると認め報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- (6) 逆有償物については契約しないこととする。逆有償の場合は入札書に「見積もりできません。」と記載して提出すること。

(別紙) 再資源化物売却見込量の内訳

(単位 : kg、回)

発注番号・品目	売却見込量	搬出予定回数
① 第3002-1号 新聞(折込チラシ含む)	65,000	13
② 第3002-2号 雑誌、書籍	50,000	7
③ 第3002-3号 段ボール	27,000	22
④ 第3002-4号 紙パック	3,000	2
⑤ 第3002-5号 紙製容器包装	65,000	35
⑥ 第3002-6号 布類	41,000	8
⑦ 第3002-7号 アルミ缶	17,000	4
⑧ 第3002-8号 スチール缶	26,000	3
⑨ 第3002-9号 破碎鉄(150mm)	142,000	12

※売却見込量と搬出予定回数はあくまでも見込みであり、増減があります。